（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第三条の七　高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一～四　［略］

五　個人番号及び基礎年金番号

六・七　［略］

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　基礎年金番号を明らかにすることができる書類（事業団が基礎年金番号を確認できる場合を除く。第五十八条第二項第一号において同じ。）

二～四　［略］

3　厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による資格喪失の申出（第四号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一～四　［略］

五　本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）

4　［略］

（短期給付）

第四条　［略］

2～5　［略］

［項を削る。］

6　［略］

（所在不明の届出）

第十七条の二の二　退職等年金給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

四～六　［略］

（本人確認情報の提供を受けることができない受給権者等に係る届出）

第十七条の三　事業団は、地方公共団体情報システム機構から退職等年金給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合又は前条の届書の提出を受けた場合には、当該受給権者（年金の額の全額につき支給の停止を受けている者を除く。）に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者が署名した届書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二・三　［略］

2～4　［略］

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第三条の七　高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一～四　［同上］

五　基礎年金番号（個人番号を有する者（死亡した者を除く。）に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）

六・七　［同上］

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　基礎年金番号（個人番号を除く。以下この号において同じ。）を明らかにすることができる書類（前項の申出書に基礎年金番号を記載した場合に限り、事業団が基礎年金番号を確認できる場合を除く。第五十八条第二項第一号において同じ。）

二～四　［同上］

3　厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による資格喪失の申出（第四号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一～四　［同上］

五　基礎年金番号

4　［同上］

（短期給付）

第四条　［同上］

2～5　［同上］

6　第一項又は第二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、死亡した受給権者に係る個人番号の記載は要しないものとする。

7　［同上］

（所在不明の届出）

第十七条の二の二　退職等年金給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一・二　［同上］

三　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号（個人番号を除く。）

四～六　［同上］

（本人確認情報の提供を受けることができない受給権者等に係る届出）

第十七条の三　事業団は、地方公共団体情報システム機構から退職等年金給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合又は前条の届書の提出を受けた場合には、当該受給権者（年金の額の全額につき支給の停止を受けている者を除く。）に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者が署名した届書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二・三　［同上］

2～4　［同上］